

議事録（概要）

会議名	令和6年度 第3回芦屋町子ども・子育て会議					
会 場	芦屋町役場 4階 41 会議室					
日 時	令和6年11月21日（木）15:00～16:30					
委員の出欠	委員長	宮村 杉江	出	委員	濱田 亜貴子	出
	副委員長	伊藤 亜希子	出	委員	末廣 由香里	出
	委員	上四元 麻心子	出	委員	松田 宏志	出
	委員	岩崎 眞樹	出	委員	大塚 彰久	出
	委員	松室 七恵	出	委員	石川 智雄	出
	委員	小田 香織	出	委員	木本 拓也	出
傍聴者	なし					
件名・議題	議事 (1)計画素案について (2)その他					
合意事項 決定事項	・特になし					

令和 6 年度 第 3 回 芦屋町子ども・子育て会議 議事録

1 開会

2 議事

(1) 計画素案について

【事務局による説明】

※資料 1、当日配付資料 1～3 に基づき、計画全体の説明を行った。

【質疑・意見等】

(委員)

資料 1 の 92 ページ「(2) 家庭、地域でこどもを育む環境づくり」における取り組み「妊婦のための支援給付の実施」とは、芦屋町商品券で給付されるのか。

(事務局)

現在、「出産・子育て応援給付金」として現金給付を行っているが、国の制度改正に伴い、令和 7 年度から事業名が変更となる。給付内容に変更はない。

(委員)

現行の第 2 期子ども・子育て支援事業計画ではなく、こども計画からの新規の取り組みが増えているが、素案の中で「新規」の表記をしてはどうか。

(事務局)

当日配付資料 3 では、委員の皆様に取り組みの詳細を説明するため「新規」「継続」の表記を行っているが、本計画の素案では行わない予定である。

(委員)

新規の取り組みの番号を朱書きにして「朱書きの番号は新規事業」と注記するだけでも町民にとって分かりやすくなると思う。本計画に限らず、そのような表記をした計画の事例はないか。

(事務局)

他の計画において、新規の取り組みを示すマークを付けていた事例はある。本計画の素案における表記は今後検討する。なお、年度ごとに行う事業評価については、分類して委員の皆様にお示しする予定である。

(委員)

資料 1 の 85 ページ「(2) こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援」における取り組み「こどもの進路選択支援」について、学校教育課の所管としては、文中の「学」「生活環境の改善」はそぐわない。また「奨学金の活用等に関する相談・助言」については、相談を行うことは想定されるが、奨学金の申込みは高校等で行うこととなる。この記載であれば、町が奨学金事業に取り組むように読み取れるため、記載内容については検討して欲しい。

(事務局)

記載の内容を担当課と調整する。

(委員)

取り組み「学校給食費の無償化」について、記載のとおり保護者の経済的負担の軽減を図るために行っている事業であり、貧困対策よりも子育て支援を主としている。このことから、91 ページ「(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減」における取り組みに移行して欲しい。なお、貧困対策としての給食費の援助は、取り組み「就学援助制度の実施」に含まれる。

(事務局)

いただいたご意見のとおり、取り組み「学校給食費の無償化」は、資料 1 の 91 ページ「(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減」へ移行させる。

(委員)

関連して、資料 1 の 85 ページ「(2) こどもの貧困対策、ひとり親家庭等への支援」における取り組み「保育料の軽減」についても同様ではないか。

(事務局)

「保育料の軽減」については、資料 1 の 91 ページ「(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減」の取り組みに再掲している。

(委員)

ひとり親家庭等への支援について、母子家庭が多いと思うが、父子家庭もある。父子家庭だと母親目線まで行き届かないことがあると聞いた。ひとり親家庭で親子が異性の場合、こどもにとって同性で相談できる大人がいたら安心できると思う。

(事務局)

こども家庭センターが、子育て全般の相談窓口ではあるが、こどもにとっての相談先としては難しいか。

(委員)

学校では、保健室の養護教諭が一番話しやすく相談しやすいところであると思う。

(委員)

こどもが直接相談に行くとしても、最後は保護者に話が行く。学校では、担任が話を聞けば、養護教諭に伝え、内容によっては保護者に伝わる。その上で、保護者と今後を考えていくことが、現在の学校のやり方である。こどもが相談できる窓口があるというよりは共感できるが、現実的には保護者を巻き込まないと解決できないと思う。

(委員)

こどもが困ったとき、話しやすい大人が周りにどれだけいるかが大切であり、窓口を設けても、こどもが行かない限りは話すことができない。大人から気を付けてあげられる場所や組織が多くあれば良いと思う。

(事務局)

本計画にも周知や啓発に関する取り組みも含まれるため、できる限り町民の皆様の目に触れるように、広報活動を行っていく。

(委員)

資料1の104ページ「2）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」の量の見込みと確保の方策について、総数としては確保されているが、施設ごとの確保数は大丈夫か。

(事務局)

学童クラブは、各小学校区に設置している。確保数については、施設ごとに適正に確保できていると考えている。また、現在、利用者数に対して必要な支援員等は配置できている状況である。

(委員)

昨年、山鹿公民館の会議室を学童クラブが利用するため借りられないことがあった。今年からは、そのようなことは無いか。

(事務局)

山鹿小学校学童クラブは利用者が多いため、令和5年9月から山鹿公民館の一室を保育室として利用を開始した。それ以外の部屋は一般の利用ができると思う。

(委員)

小学校の校庭での遊びについて「学童クラブが使っているため遊んではいけない」と聞いたが、現在もそうか。

(事務局)

少年野球クラブがグラウンドを使用しているときは、学童クラブも使用できないが、それ以外で制限があるか。

(委員)

放課後に校庭で遊ぶことは、事故等があった際に学校の責任問題が生じるため、認めていない。

(委員)

資料 1 の 113 ページ「19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」について、量の見込みはどのように算出したのか。

(事務局)

国から示された量の見込みの算出方法に基づいて算出した。町の 0、1、2 歳児で保育所に通っていないこどもが 1 か月 10 時間まで利用すると想定して算出した。利用見込みは少ないと考えている。

【質疑・意見等】

(委員)

資料 1 の 74 ページ「基本理念」の「育ちあい」という表現は一般的であるのか。

(事務局)

基本理念の検討において「育ちあいのまちづくり」という事例を目にし、つながり合うことで自然に育つことや相乗効果で育つことを表した良い表現であると感じ、取り入れた。

(委員)

確認したところ、文部科学省でも使われている。

(委員)

サブタイトル「芦屋のこどもは芦屋で育てる」の「こども」は、第 2 期計画までは「子ども」としていた。変更したのはなぜか。

(事務局)

本計画全体における「こども」の表記と同様に、法令や既存の計画などから引用する場合を除き「こども」とするものである。

(委員)

計画とは関係ないが、書類等には今後は「こども」と記載した方がよいか。

(事務局)

基本的にはどちらでも良いと考える。法令など「子ども」と定められた言葉を書く際は「子ども」と書く必要がある。

(委員)

本計画は、39歳までを対象としたものでもあるが「芦屋のこどもは芦屋で育てる」というフレーズが当てはまるのか。

(事務局)

これまでは対象が18歳までだったものが39歳までになるが、本計画ではこれまでの子ども・子育て支援事業計画にこども・若者計画を含めていくものになる。そのため、第1期計画から基本理念のサブタイトルに用いている「芦屋の子どもは芦屋で育てる」を継承したいと考える。

(2) その他

【事務連絡】

(事務局)

- ①町内保育所の定員変更について…資料2に基づき、報告を行った。
- ②次回の会議について…次回の会議（第4回）は11月28日（木）予定
- ③報酬・費用弁償について

3 閉会